

仙台白百合女子大学内部質保証システムについて

2018年9月19日

学 長 裁 定

(趣 旨)

第1条 仙台白百合女子大学（以下「本学」という。）は、大学における業務を本学が掲げる目標に向け教育研究活動及び管理・運営業務を行ううえで、定期的な自己点検・評価の取り組みを踏まえ、継続的かつ自主的・自立的に改善し向上させていくために、仙台白百合女子大学内部質保証システム（以下「内部質保証システム」という。）を設ける。

(内部質保証の体制)

第2条 学長のリーダーシップのもと、内部質保証システムを総体的に所管する部署を当分の間、学科長会とする。

- 2 学科長会は、全学的な教学体制や業務実施部署等によるPDCAサイクル等を適切に機能させ、恒常的かつ継続的に業務の質の保証及び向上に取り組むものとする。
- 3 学科長会は、必要に応じ、内部質保証システムの実行性について、学長に意見を申し出ることができる。

(事 項)

第3条 内部質保証システムは、次の事項により区分し取り組む。

- (1) 内部質保証に関する方針と体制に関する事項
- (2) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項
- (3) 教職員の能力の保証と開発に関する事項（評価と研修）
- (4) 教育研究活動に関する事項
- (5) 学修環境・学生支援に関する事項

(循 環)

第4条 内部質保証システムは、次の作業を実施し、循環させることにより、本学の業務の改善・向上を図るものとする。

- (1) プラン（P）の作成：目標へのプロセス等を計画・立案及び改定
- (2) 実施（D）：プランの堅実な実施と成果の測定
- (3) 点検（C）：中期的点検又は改善等の検討
- (4) 修正・向上（A）：点検（C）に基づく改善や成果の検証

(観 点)

第5条 内部質保証システムの観点は、次の事項を確認しながら行うものとする。

- (1) 高度化を図り、かつ実質的な効果と自立的な業務となること。
- (2) 本学の理念・目的、中期目標への関連性が明確化された業務となること。
- (3) 各部署間での共有できる業務となること。

- (4) 客観的・合理的質の高いデータに基づいた業務となること。
- (5) 社会環境等の変化に即応した業務となること。
- (6) 事項によっては、適切性を担保するための第三者評価や積極的な情報の公開による社会に対する担保となる業務になること。
- (7) 内部質保証の取り組みが日常的な活動となるよう恒常性を持つ業務となること。

(事項別システムの担当部署等とサイクル)

第6条 第2条で区分した事項別に、実施項目を次のとおり構成する。

(1) 内部質保証に関する方針と体制に関する事項

① 内部質保証システムについて (担当部署等：学長、サイクル：随時)

(2) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項

① 仙台白百合女子大学中期目標・計画 (担当部署等：学長、サイクル：5年)

② 部署別年次目標・評価書 (担当部署等：各学科・課(室)及び各委員会、サイクル：1年)

(3) 教職員の能力の保証と開発に関する事項 (評価と研修)

① 職員の人事評価 (担当部署等：事務局長、サイクル：1年)

② FD・SD活動 (担当部署等：教育・研究推進委員会、サイクル：1年)

③ 教員の人事 (担当部署等：人事計画委員会、サイクル：1年)

(4) 教育研究活動に関する事項

① 教員の活動状況の点検・評価 (担当部署等：学長、サイクル：1年)

② 3つのポリシー (アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)

(担当部署等：学長、サイクル：随時)

③ 地域貢献活動 (担当部署等：図書・地域貢献研究委員会、サイクル：1年)

(5) 学修環境・学生支援に関する事項

① 学生による授業評価 (担当部署等：教育・研究推進委員会、サイクル：1年)

② 卒業時アンケート (担当部署等：教学委員会、サイクル：1年)

③ 学生満足度 (担当部署等：教学委員会、サイクル：1年)

④ 各資格等 (担当部署等：当該学科、サイクル：1年)

⑤ 就職 (担当部署等：キャリアセンター、サイクル：1年)

⑥ 入学者選抜 (担当部署等：入試広報委員会、サイクル：随時)

⑦ 施設・設備の中期計画 (担当部署等：教育・研究環境委員会、サイクル：随時)

2 内部質保証システムは、事項により学科レベル又は授業レベルでの改善と質の向上への取り組みを踏まえて行うものとする。

(報告)

第7条 各実施項目の担当部署等の長は、実施した内容について毎年度定例的に又は随時学長に報告するものとする。

2 学長は、前述の報告があった場合は学科長会に報告し、その成果、その結果の業務改善等について意見を聴くものとする。

(学長の責務)

第8条 学長は、内部質保証システムにおける適切な業務の循環について把握し、必要に応じ意見を求め、本学の教育研究及び管理・運営の継続的かつ自主的・自立的な向上に努めなければならない。

附 則

この内部質保証システムは、2018年9月19日から実施する。